

議題３ 那加保育園の認定こども園への移行について

那加保育園（社会福祉法人孝愛会）から、施設類型の変更（保育所から保育所型認定こども園）を希望する旨の申し出を受けました。

つきましては、その利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、各務原市子ども・子育て会議の意見を伺います。

子ども・子育て支援法第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

1. 施設の概要

設置者	法人名	社会福祉法人孝愛会
	住所	各務原市蘇原新生町 1－2 3
	代表者	理事長 小川 博久
施 設	施設名	那加保育園
	住所	各務原市那加手力町 6 2 番地
	施設種類	保育所
沿 革	昭和 3 8 年 平成 1 9 年 平成 3 1 年	各務原市立那加保育所として認可 民営化、社会福祉法人孝愛会にて運営開始 那加保育所から那加保育園に名称変更

2. 变更理由

認定こども園化することによって新たに1号認定の受け入れが可能となり、保育の必要性を満たさなくなった場合でも退園する必要がなくなるなど、認定こども園への移行が利用者の利便性向上につながると判断されたため、変更を検討する。

3. 変更内容（認定こども園への移行は令和8年4月1日予定）

施設種類	(変更前) 保育所 ⇒ (変更後) 保育所型認定こども園							
施設名	(変更前) 那加保育園 ⇒ (変更後) 仮称：那加こどもえん							
利用定員		1号					2・3号	合計
			2号	3号				
				0歳	1・2歳	小計		
	変更前	0	69	12	39	51	120	120
	変更後	5	69	12	43	55	124	129
	増減	5	0	0	4	4	4	9
その他	認定こども園化に伴う1号認定の受入れ及び3号認定の定員増のための保育室拡張工事を行う							